（明治十九年五月三日　第千二百六十五號　月曜日　時事新報　（日曜日休刊）（定價金壹錢）

時事新報

第千二百六十五號
明治十九年五月三日　月曜日
舊丙戌三月三十日　（癸亥）
月出午前五時八分　入午後六時四十六分
月出午後四時四十分　入午前四時四十分
滿潮午前五時零七分　午後五時二十七分
（西暦一千八百八十六年）

社告

○時事新報賃約御請續被下候ニハ新報代價並ニ郵便料ハ必ズ前金ヲ以テ御拂入被成下度候又前金切レ候ヘハ其日限リ新報ノ送達相見合セ候

○新報代價並ニ郵便料トシテ御送附相成候金員當方ニテ正ニ落手仕候節其都度書面ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ毎日御送達申上候新報ノ帶封表面ニ名前ノ脇ニ（何月何日）ト記入仕置候間御請可被成下候是ハ此日迄ノ新報代價並ニ郵便料トモ御拂濟相成居ル ニ付此日マデハ新報送達仕候ト申ス事ニ候

○郵便爲替又ハ銀行爲替等ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方ノ名宛ハ時事新報社ト致シ郵便爲替ナレバ（東京錦町本局）ニテ受取ル ベキ様御取組被成下度候

○御住所ノ御都合ニテ郵便爲替又ハ銀行爲替等御取組被成下候節御不便ノ御方ニ限リ時事新報代價並ニ郵便料共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候ヤ若シカヲズ候

○時事新報賃約請續ノ諸君ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達光キ御取替ヘ被成度節ハ新舊兩方ノ所番ヲ併テ御通知被成下度候

○時事新報の見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大坂東區高麗橋通五丁目卅四番地時事新報社出張所の内へ御申越被成下度左候へば代價並遞送料と申受けず右見本御送り可申上候

時事新報

蠶糸改良れ說（前號の續）

今の日本の養蠶製糸家と捻束して蠶糸改良の速效を見んと欲するか其捻束法寛あれば效なく嚴重強迫あれば甚だ害ありて益し養蠶は農業の事に在て之と糸に製するは工業の事なり分業の大法ゑ由り農家は養蠶して繭を作り之を製絲場の手に渡し製絲場は熟練なる職工を役して精良なる生糸と製し精粗長短輕重等を一定して之を生糸商の手に渡す生糸商は坐ながら之と外國人ゑ賣るか或は自ら之と海外に輸出するの手順あれば今日の如く蠶糸不揃れ患もなく不熟練ある箇處あれば之と改良するも亦甚だ容易なりと雖ども今日の實際に於ては農家は養蠶ゑて繭と作り不十分ある道具と手練とを以て之と糸に製するが故に隣里合壁家々皆な其流儀を異にし糸の細大精粗より結束れ方法に至るまで百種百様の觀あるが如き且つ此糸を製するに家々皆水を異にするが故に糸の光澤等も一ならず斯く製法を異ゐたる其糸と處々より買ひ集め纏ゐ之と一掴と爲し又二掴と爲すものあれば如何ゐ其結束等を仕換ふれば直て精粗不揃の病を免るゝ能ざるは是非もなき事非なり扨て各地方の農家ゑては何故其繭と賣らずして自から之を製糸するや之と製糸すれば何程の利益ありやと云ふに繭を賣る方利あると雖り、製糸する方益ありとあり年ゐ由りて同じからず然るに我日本の農業は事務の順序不整頓にして一年中の或る部分は閑散坐食して日と送り蠶繭既に成りて之を糸に製する其時節は日長くして年の如く山村水郷墓廟の家は婦女曾ゐ消閑の具なきに苦しび折柄にして初めより手間勞力等の考ゐく糸と製して其糸が繭の代價と同樣なるも亦可ゐり益は我分の高價を得れと此際の事情に於て無中有と生じたるの意味さと得せ抑も我邦の養蠶家が繭のまゝに之と製絲場ゑ賣らず自ら製糸して幾分かの製糸賃と幾倍せんとする所以ゐして結局我農工業の未だ發達せざる故ありと知る可し斯かる事情ある其中に組合取締等と設けて其評議に係る捻束規則と實施し蠶糸改良の精神ゑ於て煩はし況や手數を増し多くの入費を要するとあり之らんゑは養蠶れ損益さへ未ざ深く會得せざる者共は寧ろ其煩に堪へずして五畝の宅と皆其桑苗と引抜きて忽ち菜畦に變ずるとも爲らん果して然らば折角の蠶糸改良規則も却て之と沮喪せるの媒介と爲るとなきを我輩は竊ゐ之を疑懼せざるを得ざるあり前陳の如く横濱に生糸捻査所を設け又蠶糸業組合取締所等を置くは我輩の所見にて其效驗の今日に豫期せるが如く大あらざる可しと思はるれども要するに一片の臆測たるに過ぎざれど世上經驗の爲ゑとて有等の改良策を施さんとせば我輩と漫に之を非とすると好まず多々ます〳〵改良策の多からんことを希望すれども我輩の特に希望する所い各地方の實蹟篤志ある養蠶家ゑ自から率先ゑて隣里と誘導するの一事なり凡そ地方の人民を感化するは口に說て其耳を聳かすよりも身に行ふて其目ゑ示すに若かず各地一方の養蠶製糸家とも聞もるものが是れ〳〵の法と以て養蠶して若干の收獲を增ゑたり、糸の細大輕重は斯くの如くにゑく外國需要者の望に稱ひたり抔、身に行ふて其地方の經濟ゑ適し目前好結果ありたる事と怨ろに其地方人民に說くときい論より證據、爭ひ兼ねて遂に其誘導に服し漸く改良の道ゑ就くとあらん蓋し規則にて強迫すれば人民は前に目標ともべ況ものなく落ち着く先きはイザ知す無理〳〵歩と動らすが故に進歩の效も顯はれざれども率先家が前に立て之を誘導するときい人民い之を目標として安んゑて其後に從ふ可きなり即ち誘導の强迫に優る所以にして目下養蠶製糸れ改良ゑ就き此誘導の任ゑ當る可きものい各地方實蹟篤志の人より外ならず然るに此等れ人々の誘導ゑ重きと置らずして單ゑ冷たき規則ゑ倚賴ゑて改良策を施さんとするも事の實際に於ては今の民度習慣ゑ適せず遂に其効を見ざるに終るなきを期せ可らず蠶糸改良ゑ就ては我輩重て所見を陳するとなるべしと雖ども兎ゑ角に此改良事業ゑ就ては各地方實蹟篤志の人が先づ其の經驗を以て隣里れ養蠶家を誘導するゑと最とも肝要ありとの次第と陳述し置くものなり

（畢）

官報

○宮内省達第五號

主殿寮中門監門監補門都消防監消防監補消防奮導消防手ヲ廢シ同寮中更ニ皇宮警察署ヲ置キ官制ヲ定ムル左ノ如シ

明治十九年五月一日

奉勅

宮内大臣伯爵伊藤博文

皇宮警察長　一人　奏任　皇宮警察守門ノ事ヲ掌ル

皇宮警察次長　一人　奏任　皇宮警部　判任　皇宮警部　判任　皇宮警察長皇宮警察次長官等俸給

皇宮警察長　奏任二等　上二千圓　中千八百圓　下千六百圓　奏任三等　上千五百圓　中千四百圓　下千三百圓

皇宮警察次長　奏任四等　上千二百圓　中千百圓　下千圓　奏任五等　上九百圓　中八百圓　下七百圓

○告示第二十八號

右告示ス

明治十九年五月一日　遞信大臣伯爵本武揚

○辭令

補熊本鎮臺參謀長　陸軍歩兵大佐　川村景明

補廣島鎮臺參謀長　同　曹山朝

判事　三浦鑒高

第二期京都重罪裁判長ヲ命ス（四月十九日大坂控訴裁判所）

（各通）

同　上田庸照

同　黑柳塊藏

第二期神戸重罪裁判陪席ヲ命ス（四月二十三日同）

遞信少技長　志田林三郎

本初子午線幷計時法審査委員ヲ命ス（四月二十九日遞信省）

○華族局世襲財産課創置　今般勅令第三十四號華族世襲財産法に基き其の事務と取扱ふべきため華族局に世襲財産課を創置ゑるより

○北海道廳官有地賣貸ゑ關する布達　北海道廳に於て去る十七日官有地拂下並に貸下の儀に付管内へ布達せるの要領と凡ろ官有地と年賦月賦又は延納にて拂下ゆたるものの其の代金未完納中は抵當として其の地券と官廳へ差出さしむべし若之と差出さゝるもれい地所拂下の効を失ふものとす、凡そ官有地の拂下代金を期限の通上納せざるものは其れ拂下と取消すべし此の場合ふ於く既納の代金あるもれい之と下戻し地所は現形の儘返上せゑ免之がた免金利賠償等と下付することゑかるべゑ、凡ろ官有地の借地料と期限れ通上納せざるものゑ其の賃料を取消すべし此の場合に於て之假令如何なる勞費ありるも其の償を下付するゑとゑかるべし、凡そ官有地借用の許可と得たる者は其の當初出願の目的に隨ひて之と使用するとを得ると雖他人へ轉入又は質入と爲すとと得ざる者とも但し轉貸い官の許可を得るに於ては之を爲すとと得べし等なり

○學校名稱並に所屬變換　文部省ゑ於ては去月二十九日東京師範學校と高等師範學校とし同校附屬體操傳習所を廢して更ゑ體操專修科を置き東京職工學校と帝國大學れ附屬と去東京大學豫備門を第一高等中學校、大學分校を第三高等中學校となしたり又高等師範學校體操專修科規則は左の如し（文部省報告）

第一條　體操專修科ハ師範學校體操ノ教員トナルヘキモノヲ養成スルカ爲ニ設クルモノトス○第二條　本科生徒ハ總テ本校生徒ニ均キ取扱ヲ受クルモノトス○第三條　本科生徒ノ募集方法修業期限及其人員ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ學校長之ヲ公告スヘシ○第四條　體操ヲ普通體操兵式體操ノ二科ニ分チ普通體操ハ徒手、啞鈴、球竿、棍棒等諸種ノ體操及隊列運動ヲ課シ兵式體操ハ生兵ヨリ中隊ニ至ル諸運動活用、銃槍術、器械體操ヲ課ス　但普通體操ニ於テハ戸外運動兵式體操ニ於テハ射的演習行軍演習野外演習ヲ爲サシムルコトアルヘシ○第五條　本科ニ要スル學理ノ講義ハ人體ノ構造組織各機關ノ作用學校衛生ノ概略體操術ノ原理兵學大意トス又測量ノ業ヲ習ハシム○第六條　試業ヲ分チ小試業大試業ノ二トシ小試業ハ率子隔月ニ之ヲ行ヒ各教科ノ一部ヲ試驗シ大試業ハ卒業ノ期ニ至リ之ヲ行ヒ其全部ヲ試驗ス○第七條　大試業及第ノ者ニハ左ノ雛式ノ卒業證書ヲ授與ス（書式略ス）（以上六件本年五月一日官報）

雜報

○日本電話機の由來（四月卅日の續）　尋で十七年十二月汐止電信局と葵町電信分局の間ゑ架設せる電信線一條と兼用し之に電話機と蓄電器を取付け電信往復をなすの最中電話をも爲せしゑ電信の音は大ゑ電話機に感ず來りたる北通話い毫も差支なかりし翌十八年五月汐止電信局携内ゑ凡そ半里の電話線四條と建築ゑ往復二線と使用するの方法及び往復二線と使用ゑ中間にて線條を横叉するの方法と試み電信機と電話機のインダクションと、電話機と電話機のインダクションと撿査したるに頗る好結果と得たり然れ共僅々數町の間にのゑ之を當分ノ内長野遞信管理區ハ東京遞信管理局ニ於テ併管セシム

右告示ス

明治十九年五月一日　遞信大臣伯爵本武揚

○辭令

補熊本鎮臺參謀長　陸軍歩兵大佐　川村景明

補廣島鎮臺參謀長　同　曹山朝

判事　三浦鑒高

第二期京都重罪裁判長ヲ命ス（四月十九日大坂控訴裁判所）

（各通）

同　上田庸照

同　黑柳塊藏

第二期神戸重罪裁判陪席ヲ命ス（四月二十三日同）

遞信少技長　志田林三郎

本初子午線幷計時法審査委員ヲ命ス（四月二十九日遞信省）

○華族局世襲財産課創置　今般勅令第三十四號華族世襲財産法に基き其の事務と取扱ふべきため華族局に世襲財産課を創置ゑるより

○北海道廳官有地賣貸ゑ關する布達　北海道廳に於て去る十七日官有地拂下並に貸下の儀に付管内へ布達せるの要領と凡ろ官有地と年賦月賦又は延納にて拂下ゆたるものの其の代金未完納中は抵當として其の地券と官廳へ差出さしむべし若之と差出さゝるもれい地所拂下の効を失ふものとす、凡そ官有地の拂下代金を期限の通上納せざるものは其れ拂下と取消すべし此の場合ふ於く既納の代金あるもれい之と下戻し地所は現形の儘返上せゑ免之がた免金利賠償等と下付することゑかるべゑ、凡ろ官有地の借地料と期限れ通上納せざるものゑ其の賃料を取消すべし此の場合に於て之假令如何なる勞費ありるも其の償を下付するゑとゑかるべし、凡そ官有地借用の許可と得たる者は其の當初出願の目的に隨ひて之と使用するとを得ると雖他人へ轉入又は質入と爲すとと得ざる者とも但し轉貸い官の許可を得るに於ては之を爲すとと得べし等なり

○學校名稱並に所屬變換　文部省ゑ於ては去月二十九日東京師範學校と高等師範學校とし同校附屬體操傳習所を廢して更ゑ體操專修科を置き東京職工學校と帝國大學れ附屬と去東京大學豫備門を第一高等中學校、大學分校を第三高等中學校となしたり又高等師範學校體操專修科規則は左の如し（文部省報告）

第一條　體操專修科ハ師範學校體操ノ教員トナルヘキモノヲ養成スルカ爲ニ設クルモノトス○第二條　本科生徒ハ總テ本校生徒ニ均キ取扱ヲ受クルモノトス○第三條　本科生徒ノ募集方法修業期限及其人員ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ學校長之ヲ公告スヘシ○第四條　體操ヲ普通體操兵式體操ノ二科ニ分チ普通體操ハ徒手、啞鈴、球竿、棍棒等諸種ノ體操及隊列運動ヲ課シ兵式體操ハ生兵ヨリ中隊ニ至ル諸運動活用、銃槍術、器械體操ヲ課ス　但普通體操ニ於テハ戸外運動兵式體操ニ於テハ射的演習行軍演習野外演習ヲ爲サシムルコトアルヘシ○第五條　本科ニ要スル學理ノ講義ハ人體ノ構造組織各機關ノ作用學校衛生ノ概略體操術ノ原理兵學大意トス又測量ノ業ヲ習ハシム○第六條　試業ヲ分チ小試業大試業ノ二トシ小試業ハ率子隔月ニ之ヲ行ヒ各教科ノ一部ヲ試驗シ大試業ハ卒業ノ期ニ至リ之ヲ行ヒ其全部ヲ試驗ス○第七條　大試業及第ノ者ニハ左ノ雛式ノ卒業證書ヲ授與ス（書式略ス）（以上六件本年五月一日官報）

雜報

○日本電話機の由來（四月卅日の續）　尋で十七年十二月汐止電信局と葵町電信分局の間ゑ架設せる電信線一條と兼用し之に電話機と蓄電器を取付け電信往復をなすの最中電話をも爲せしゑ電信の音は大ゑ電話機に感ず來りたる北通話い毫も差支なかりし翌十八年五月汐止電信局携内ゑ凡そ半里の電話線四條と建築ゑ往復二線と使用するの方法及び往復二線と使用ゑ中間にて線條を横叉するの方法と試み電信機と電話機のインダクションと、電話機と電話機のインダクションと撿査したるに頗る好結果と得たり然れ共僅々數町の間にのゑ之を施し得べく長距離の場合に施し得べしとの事に決せりし全年六月汐止葵町間の政府電信局にて使用せる試みたるゑ種々原因あんりし全七月新橋川崎間ゑ裝置し通話を試みたり此セルベル氏の方法に基キレキトル、マグネット及の摸様い不完全なりしかりしと同年十月高崎横川んとするの際に高崎横川加し電話機れ通話と試ンれ感觸を蒙り談話せべ困難又少からずして器械解の事多かりしと是に於諸上田等ノに於てエレキ起伏の度と平滑ならゑめンダクションの音を減ず二線と用ひ東京横濱間（の線を以て東京銚子間の得たり然ゑども今これ せんが爲ゑ通話器及び附しるもの枚擧に遑ざるものは久く歳月と重ね

To know a man well is to know how to deal with him.

善く其人となりを知らんと欲めざるべからず

Take a woman's first impulse and you have her character.

婦人の忠告い初度のものゑ就くべしふず

"I say, Paddy, this is the most intolerable weather. Why don't you fall in love, and be miserable like the poor beast?" replied Paddy. "Arrah, by Saint Patrick, I'm in love, and I'm miserable, and it's the worse weather I ever saw!"

「オイ〳〵八丞ろんな新

官報

○宮内省達第五號

主殿寮中門監門監補門都消防監消防監補消防奮導消防手ヲ廢シ同寮中更ニ皇宮警察署ヲ置キ官制ヲ定ムル左ノ如シ

明治十九年五月一日

奉勅

宮内大臣伯爵伊藤博文

皇宮警察長　一人　奏任　皇宮警察守門ノ事ヲ掌ル

皇宮警察次長　一人　奏任　皇宮警部　判任　皇宮警部　判任　皇宮警察長皇宮警察次長官等俸給

皇宮警察長　奏任二等　上二千圓　中千八百圓　下千六百圓　奏任三等　上千五百圓　中千四百圓　下千三百圓

皇宮警察次長　奏任四等　上千二百圓　中千百圓　下千圓　奏任五等　上九百圓　中八百圓　下七百圓

○告示第二十八號

右告示ス

明治十九年五月一日　遞信大臣伯爵本武揚

○辭令

補熊本鎮臺參謀長　陸軍歩兵大佐　川村景明

補廣島鎮臺參謀長　同　曹山朝

判事　三浦鑒高

第二期京都重罪裁判長ヲ命ス（四月十九日大坂控訴裁判所）

（各通）

同　上田庸照

同　黑柳塊藏

第二期神戸重罪裁判陪席ヲ命ス（四月二十三日同）

遞信少技長　志田林三郎

本初子午線幷計時法審査委員ヲ命ス（四月二十九日遞信省）

○華族局世襲財産課創置　今般勅令第三十四號華族世襲財産法に基き其の事務と取扱ふべきため華族局に世襲財産課を創置ゑるより

○北海道廳官有地賣貸ゑ關する布達　北海道廳に於て去る十七日官有地拂下並に貸下の儀に付管内へ布達せるの要領と凡ろ官有地と年賦月賦又は延納にて拂下ゆたるものの其の代金未完納中は抵當として其の地券と官廳へ差出さしむべし若之と差出さゝるもれい地所拂下の効を失ふものとす、凡そ官有地の拂下代金を期限の通上納せざるものは其れ拂下と取消すべし此の場合ふ於く既納の代金あるもれい之と下戻し地所は現形の儘返上せゑ免之がた免金利賠償等と下付することゑかるべゑ、凡ろ官有地の借地料と期限れ通上納せざるものゑ其の賃料を取消すべし此の場合に於て之假令如何なる勞費ありるも其の償を下付するゑとゑかるべし、凡そ官有地借用の許可と得たる者は其の當初出願の目的に隨ひて之と使用するとを得ると雖他人へ轉入又は質入と爲すとと得ざる者とも但し轉貸い官の許可を得るに於ては之を爲すとと得べし等なり

○學校名稱並に所屬變換　文部省ゑ於ては去月二十九日東京師範學校と高等師範學校とし同校附屬體操傳習所を廢して更ゑ體操專修科を置き東京職工學校と帝國大學れ附屬と去東京大學豫備門を第一高等中學校、大學分校を第三高等中學校となしたり又高等師範學校體操專修科規則は左の如し（文部省報告）

第一條　體操專修科ハ師範學校體操ノ教員トナルヘキモノヲ養成スルカ爲ニ設クルモノトス○第二條　本科生徒ハ總テ本校生徒ニ均キ取扱ヲ受クルモノトス○第三條　本科生徒ノ募集方法修業期限及其人員ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ學校長之ヲ公告スヘシ○第四條　體操ヲ普通體操兵式體操ノ二科ニ分チ普通體操ハ徒手、啞鈴、球竿、棍棒等諸種ノ體操及隊列運動ヲ課シ兵式體操ハ生兵ヨリ中隊ニ至ル諸運動活用、銃槍術、器械體操ヲ課ス　但普通體操ニ於テハ戸外運動兵式體操ニ於テハ射的演習行軍演習野外演習ヲ爲サシムルコトアルヘシ○第五條　本科ニ要スル學理ノ講義ハ人體ノ構造組織各機關ノ作用學校衛生ノ概略體操術ノ原理兵學大意トス又測量ノ業ヲ習ハシム○第六條　試業ヲ分チ小試業大試業ノ二トシ小試業ハ率子隔月ニ之ヲ行ヒ各教科ノ一部ヲ試驗シ大試業ハ卒業ノ期ニ至リ之ヲ行ヒ其全部ヲ試驗ス○第七條　大試業及第ノ者ニハ左ノ雛式ノ卒業證書ヲ授與ス（書式略ス）（以上六件本年五月一日官報）

雜報

○日本電話機の由來（四月卅日の續）　尋で十七年十二月汐止電信局と葵町電信分局の間ゑ架設せる電信線一條と兼用し之に電話機と蓄電器を取付け電信往復をなすの最中電話をも爲せしゑ電信の音は大ゑ電話機に感ず來りたる北通話い毫も差支なかりし翌十八年五月汐止電信局携内ゑ凡そ半里の電話線四條と建築ゑ往復二線と使用するの方法及び往復二線と使用ゑ中間にて線條を横叉するの方法と試み電信機と電話機のインダクションと、電話機と電話機のインダクションと撿査したるに頗る好結果と得たり然れ共僅々數町の間にのゑ之を施し得べく長距離の場合に施し得べしとの事に決せりし全年六月汐止葵町間の政府電信局にて使用せる試みたるゑ種々原因あんりし全七月新橋川崎間ゑ裝置し通話を試みたり此セルベル氏の方法に基キレキトル、マグネット及の摸様い不完全なりしかりしと同年十月高崎横川んとするの際に高崎横川加し電話機れ通話と試ンれ感觸を蒙り談話せべ困難又少からずして器械解の事多かりしと是に於諸上田等ノに於てエレキ起伏の度と平滑ならゑめンダクションの音を減ず二線と用ひ東京横濱間（の線を以て東京銚子間の得たり然ゑども今これ せんが爲ゑ通話器及び附しるもの枚擧に遑ざるものは久く歳月と重ね